

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. ミャンマーの主要産業

ミャンマーの GDP を産業別構成比に見ると、第1次産業の割合は減少傾向であるが、産業別に従事者数では国民の過半数が農林水産業に従事している。

2. 農業

(1) ミャンマーにおける農業の概況

2011年の民政移管を契機に、ミャンマーの産業別 GDP に占める製造業やサービス業の割合が高まったため、農業の占める割合は、2011年の34.7%から2016年の27.1%と低下傾向にあるものの、依然として一定水準を占めている状況にある。また、国連食糧農業機関（FAO）によると、全人口の70%が農業従事者であることから、雇用、労働力の面から考えても重要である。国の政策としても、2015年3月に制定された「ミャンマー輸出戦略」においてコメと豆類が主要戦略輸出品として挙げられており、国を挙げて農産品の輸出を拡大する方針を明らかにしている。

ミャンマーの国土は南北に長く伸びており、また、山間部とデルタでは標高差も激しく、地域によって気候が大きく異なる。したがって、各地域によって栽培される農作物にも違いが見られる。

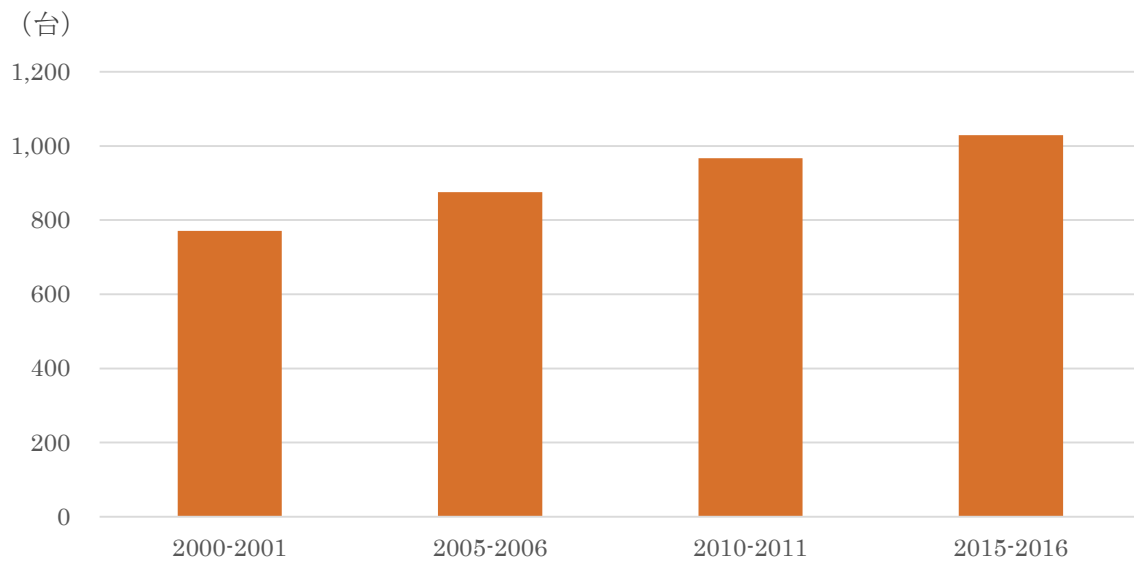
例えば、山間部の高地に位置するカチン州、カヤー州、チン州、シャン州等では、コメの他、小麦、トウモロコシ、ソルガム、サトウキビ、コーヒー等が主に栽培されている。乾燥地域であるザガイン管区、マグウェー管区、マンダレー管区等では、コメや落花生、ゴマ、豆類、油糧種子等が栽培されている。他方、エヤワディ川河口のデルタ地帯に位置するエヤワディ管区、ヤンゴン管区、バゴー管区等では、コメと豆類が主である。また、沿岸部に当たるモン州、ラカイン州、タニンタリー管区では、コメ、天然ゴム、パーム、果物等が栽培されている。

(2) ミャンマーにおける農業の課題

① 農業の近代化

ミャンマーにおいては、トラクター等の農業機械の導入数は増加傾向ではあるものの、現代でも役牛による運搬や耕田といった伝統的な農法が一般的である。また、肥料の使用量も極端に少なく、さらに、農業に関する知識不足による肥料の不適切な混合や粗悪品の使用例もある。また、灌漑施設や洪水防止用設備の整備も進んではいるものの、まだ開発の余地があるとされる。他にも、農業に比べ高所得と見られる製造業やサービス業、都市部や海外への出稼ぎの増加によって、農業従事者が減少すると予想され、耕作放棄地の問題も顕在化している。

図表 22-1 ミャンマーにおける農業機械の導入数の推移



(出所) Myanmar Statistical Yearbook 2016 より作成



マンダレーヒルから見えるマンダレー郊外と田園風景



ミャンマーの一般的なお茶請けであるラペットウ（豆類が多く使われている）

②道路や電力等のインフラ整備

都市部でも舗装が不十分な道路があったり、停電が頻繁に発生したりするミャンマーでは、農村部においてもインフラ整備は重要な課題である。未舗装の道路では農業機械の運搬も困難であり、無電化の農村ではその稼働すらできない上、冷蔵施設や冷蔵庫を使用した肥料や農薬の適切で安全な保管も望めない。

(3) 日本との関わり

上記のような状況に鑑みて、日系の農業機械メーカーは、トラクター等の販売だけでなく、製造を開始している。日系の農業機械メーカーにインタビューしたところ、ミャンマーにおける農機の購入は多くが農作業請負業者によってなされており、個人の農家にとってはまだ高額であるとのことである。また、日系大手商社は東南アジアの大手化学品販売会社と提携し、肥料の製造販売を行っている。

3. 縫製業

(1) ミャンマーにおける縫製業の概況

2016 年におけるミャンマーからの輸出品目のうち、衣類・同附属品は全体の 13.5% を占め、2017 年におけるミャンマーの縫製工場の数は 400 を超え、労働者は約 40 万人が雇用されている。

2015 年 3 月に制定された「ミャンマー輸出戦略」では、縫製品が主要輸出戦略品の一つとして挙げられており、国を挙げて縫製品の輸出の拡大を推進している。

ミャンマーでは、縫製業等の委託加工形企業は税務上の優遇措置を受けることができる。設立当初から事前にミャンマー投資委員会（MIC）に申請・承認を得た上で、CMP（裁断・縫製・梱包）企業として企業登記手続を行うと、輸入原材料に係る税金が免除される。

ミャンマー縫製業協会によると、CMP（裁断・縫製・梱包）型縫製業の2017年の輸出額は30億ドルに達する。発注元の国・地域は、2016年まで日本や韓国企業によるものが最も多かったが、2017年はEUが最も多く、近年では中国企業の進出も目立っている。

労働集約型産業の典型である縫製業にとって、近年の急激な経済成長を受けた賃金の上昇傾向は懸念材料である。しかし、近隣諸国と比べると、依然として割安であり、賃金の低さは魅力的である。

(2) 縫製業の課題

①インフラの整備

縫製業の進出先である工業団地はインフラの整備は十分でない。日系企業によるインタビューではヤンゴン近郊の工業団地で最もインフラが整っている工業団地と呼ばれるミンガラドン工業団地やティラワ SEZ においても、電力供給は不安定であり、停電は日常茶飯事であることから、工場の安定操業のための自家用発電機は必需品である。

②賃金上昇に見合った人材育成・確保

2018年5月に最低賃金が33%上昇したことは、安価な労働力を期待してミャンマーに進出した、あるいは、しようとしている企業にとってはネガティブなニュースであるが、近隣諸国と比較しても依然として競争力はある。法定賃金改定は2年毎に実施されることになっているが、経済成長に伴い賃金の上昇圧力が高まることは十分に予想できることから、企業は賃金に見合った技能を持つ人材の育成と確保、さらにそれに応じた高付加価値製品の生産を考える必要がある。

③労働環境の整備

労働環境の整備も求められており、一般にワーカークラスの労働者は交通手段を自前で持っていない場合が多く、「フェリー」と呼ばれる送迎用バスを自社で用意し、近隣の村に集団で送迎することが一般的である。



送迎用バス「フェリー」に乗り込むワーカークラスの労働者

他には、近年、労働争議やストライキの発生、工場経営者への襲撃も起きている他、世界的な衣料品メーカーの取引先である工場で児童労働や労働者の権利侵害等の問題も起こっており、労働環境の改善が課題である。国としても、2018 年において、デンマーク政府の支援を受けて、ミャンマー労働・入国管理・人口省等の政府機関や団体が共同で、縫製工場向けの安全・健康指針を発表しており、国を挙げて労働環境の整備に取り組んでいる。

4. FTA

ミャンマーの自由貿易協定（FTA）は、ASEAN として締結しているものが多く存在する。

図表 22-2 各国・地域等との貿易協定

枠組	対象国・地域	名称	進捗、経緯	主な内容
ミャンマー	GSTP 加盟国・地域	途上国間貿易特恵関税制度 (GSTP)	・ 1989 年 4 月発効	<p>【特惠貿易協定】</p> <p>UNCTAD (国連貿易開発会議) の支援により整備された途上国・新興国間の貿易促進のための制度。加盟国は、ミャンマーの他に、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリビア、ブラジル、カメルーン、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、エジプト、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、韓国、北朝鮮、リビア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、シンガポール、スリランカ、スーダン、タンザニア、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ、メルコスール。</p>
ミャンマー	バングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイ	ベンガル湾多分野技術経済協カイニシアティブ (BIMSTEC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1997 年 6 月バングラデシュ・スリランカ・タイ経済協力 (BIST-EC) として設立 ・ 1997 年ミャンマー加盟 ・ 2003 年ブータン、ネパール加盟 ・ 2004 年 9 月交渉開始 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>BIMSTEC はベンガル湾を囲む国々（バングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイ）で構成され、ASEAN と SAARC を橋渡しする経済協力関係として位置付けられている。BIMSTEC はインドの「ルックイースト戦略」においても重要な位置づけであると考えられている。関税譲許、税関の協力関係の構築、サービスや投資の促進についての交渉も行われている。2017 年 8 月には、第 4 回 BIMSTEC 閣僚会合がネパールで行われた。当該会合において、BIMSTEC における特定分野における協力活動についての進展及び成果の見直し、並びに協力促進方法を巡る議論が行われた。</p>
ASEAN	日本	日本・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP)	・ 2008 年 12 月より順次発効 (インドネシア批准待ち)	<p>【自由貿易協定】</p> <p>物品貿易では、日本側は 10 年以内に輸入額の 93% を無税化。ASEAN6 (タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ) は 10 年以内に貿易額の 90% (品目ベースで 90%) を無税化。CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は関税撤廃・削減のスケジュールについて、それぞれの経済発展に応じて ASEAN6 との差を設ける。</p>

枠組	対象国・地域	名称	進捗、経緯	主な内容
ASEAN	シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー	ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) (旧：ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)形成のための共通効果 特惠関税 (CEPT)協定)	<ul style="list-style-type: none"> ・1993年1月 CEPT 発効 ・2010年1月 発効 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>ATIGA は、従来の AFTA-CEPT 協定に盛り込まれていなかった事項やルール、措置等を一本化したもの。域内の関税・非関税障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指す。ASEAN 製品を順次、CEPT 適用品目リストに組み込み、一定期間内に関税引き下げを完了。ASEAN 先行加盟 6 カ国 (ASEAN6) は 2010 年に、新規加盟 4 カ国は 2015 年に域内関税を撤廃(ただし新規加盟国については総品目数の 7%を上限に、2018 年まで関税撤廃期間の猶予が与えられている)。2015 年 1 月時点で、域内関税撤廃率は 95.99%。</p>
ASEAN	中国	中国・ASEAN 自由貿易協定 (ACFTA)	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年7月 物品貿易協定 発効 ・2007年7月 サービス貿易 協定発効 ・2010年1月 投資協定発効 ・2016年1月 枠組協定等の 高度化協定発効 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>農産品 8 分野の関税引き下げを 2004 年 1 月開始、現在までに農産品の関税は撤廃されている。物品貿易協定では、2005 年 7 月から関税引き下げを開始、中国と ASEAN 先行加盟 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) は物品貿易の 90%について 2010 年までに関税を撤廃する (ASEAN 新規加盟 4 カ国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は 2015 年まで) ことを目指した。</p> <p>センシティブ品目は、400 品目以内でかつ総輸入の 10% 以内。高度センシティブ品目は、センシティブ品目の 40% もしくは 100 品目のいずれか少ない方を指定可能。センシティブ品目は 2010 年末まで、高度センシティブ品目は 2014 年末まで現行関税を維持でき、以降段階的に引き下げ。サービス貿易協定では、2007 年 7 月から相互に一部 サービス市場 (第 1 パッケージ) を開放。また協定発効日から 1 年以内に自由化の第 2 パッケージを作成するとの条項も盛り込まれた。投資協定では、双方の投資者に対し、内国民待遇、最恵国待遇、投資に当たっての公平・公正な待遇を与えるほか、投資に関連する法律法規の透明度を向上させ、投資者に対し、自由で利便性が高く、透明で公平な投資環境を創造することが謳われている。2010 年 1 月から ASEAN 先行加盟 6 カ国と中国との間で約 89%の品目で関税が撤廃された。2012 年 1 月からセンシティブ品目の関税が 20%以下に削減された。高度センシティブ品目は 2015 年 1 月から 50%以下に削減。2016 年 1 月、ACFTA 高度化協定が発効。</p>
ASEAN	韓国	韓国・ASEAN 自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年6月 物品貿易協定 発効 ・2009年5月 サービス貿易 協定発効 ・2009年9月 投資協定発効 ・2009年10月 ~2017年8月 第1~16回の 履行委員会 開催 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>物品貿易では、双方は原則として 2010 年 1 月までにそれぞれ輸入の 90%にあたる品目 (輸入金額、品目数ベース、ノーマルトラック) について関税撤廃。2016 年までには残りの 7% (センシティブ品目) について関税を 0~5% に引き下げ、残りの 3% (高度センシティブ品目) については、当該品目に対する各国の状況を考慮して除外、長期間の関税引き下げ、関税割当設定等 A から E まで 5 つのグループを設定。2009 年 9 月に発効した投資協定は投資家の保護水準が高く、サービス分野の投資保護も強化された。また CLMV 諸国のノーマルトラックの関税引き下げスケジュールについては、品目数の少なくとも 50%を 0~5%に (ベトナム：2013 年 1 月 1 日まで、CLM 諸国：</p>

枠組	対象国・地域	名称	進捗、経緯	主な内容
				2015 年 1 月 1 日まで)、品目数の 90%を 0~5%に(ベトナム:2016 年 1 月 1 日まで、CLM 諸国:2018 年 1 月 1 日まで)、全品目の関税の完全撤廃(ベトナム:2018 年 1 月 1 日まで、CLM 諸国:2020 年 1 月 1 日まで)という段階を踏んで削減される。
ASEAN	インド	ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年 1 月 発効 ・ 2014 年 8 月 サービス協定・投資協定署名 ・ 2015 年 8 月 物品貿易協定見直しに合意 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>関税について段階的に 2013 年末と 2016 年末の 2 つの時点で自由化・引き下げが実施される。物品の貿易については、2008 年 8 月に、インド側 489 品目のネガティブリストを含む内容で合意し、2009 年 8 月のインド-ASEAN 経済相会合で調印。2010 年 1 月に発効した。2011 年にフィリピン、カンボジアが批准を済ませ、10 カ国すべての国と発効。一方、インドと ASEAN は、2012 年 12 月 20 日、サービスと投資分野の FTA の締結に合意。2014 年 9 月にサービスと投資分野の FTA が最終的に締結され、2015 年 9 月 15 日に発効した。これにより、ASEAN に日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドを巻き込んだ新たな東アジア地域包括的経済連携: RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) の締結へ向けた議論にも弾みがつくことが期待される。</p>
ASEAN	豪州、ニュージーランド	ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年 1 月 発効(インドネシアは 2012 年 1 月に発効) ・ 2015 年 8 月 第 1 改定議定書発効(インドネシア、カンボジアは 2016 年 1 月 発効) 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>全 18 章からなる極めて包括的な協定であり、物品貿易や投資、サービスに加えて自然人の移動、電子商取引、協力等を含んでいる。品目数(タリフライン)ベースで、豪州、ニュージーランド、シンガポールは 100%自由化(関税撤廃)を実現する等自由化率の高い FTA。</p>
ASEAN	香港	香港・ASEAN 自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014 年 7 月 交渉開始 ・ 2017 年 9 月 交渉妥結 ・ 2017 年 11 月 署名 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>2014 年 7 月に香港で初回交渉が始まった。香港商務・経済発展局の代表者は「ASEAN は香港の重要な貿易相手であり、両者の自由貿易協定は双方の経済発展を促進するだけでなく、香港が中国と ASEAN の貿易・投資の架け橋となることを推進する。また、同交渉の展開は香港が区域経済に参入するためのマイルストーンとなる」と発言した。交渉対象分野は関税の撤廃・引き下げ、原産地規則、サービス貿易、投資、知的財産権等。2019 年 1 月の発効を目指す。</p>
ASEAN	日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、ASEAN	東アジア地域包括的経済連携(RCEP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年 11 月 RCEP 交渉立ち上げ宣言 ・ 2013 年 5 月 ~2017 年 10 月までに計 20 回の交渉会合開催 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>2011 年 8 月の東アジアサミット経済相会合で日本と中国が共同提案。それを踏まえる形で 2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会合で、RCEP 交渉開始式典が開催され、16 カ国の首脳が「RCEP 交渉の基本指針及び目的」を承認し、RCEP 交渉立ち上げを宣言した。これを受け、2013 年 5</p>

枠組	対象国・地域	名称	進捗、経緯	主な内容
				月に交渉を開始、2017年10月現在、20回の交渉会合を開催。
ASEAN	EU	EU・ASEAN自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年5月交渉開始 ・2009年5月交渉凍結、ASEAN諸国との個別交渉に移行 ・2013年3月交渉再開の可能性向け検討開始 ・交渉中断中 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>ASEAN・EUビジョングループ報告書では、以下を提言。協定は、貿易のみならず、投資、サービスも含む包括的なものにする。品目数および貿易額の90%について、7年以内の関税撤廃。交渉開始2年以内に締結。だが、2007年5月に交渉入りすると、ASEAN全体と交渉するには、ミャンマーの人権問題等が障害となり交渉難航。2009年3月には交渉が凍結された。その後水面下でASEAN各国との個別交渉が模索されていたが、2009年12月のEU閣僚理事会で個別交渉の開始が正式に承認され、欧州委はまずシンガポールと交渉（12年12月に妥結）。他に、マレーシア、ベトナム、タイと交渉開始。なお、2014年1月からのEUの一般特恵関税（GSP）改革により、マレーシア等一部ASEAN諸国はGSPの対象から外れた。マレーシアは2014年1月1日から、タイは2015年1月1日から、GSP対象国から外れた。このこともASEAN内のEUとのFTA交渉に対する温度差に繋がっている。一方、最終的には地域間のFTAを目指すとしていたが、ミャンマーの状況が改善してきたことを受け、2013年3月にハノイで開催されたAEM-EU通商担当委員の会合の場で、ASEAN-EU FTA交渉再開可能性の検討を含めて二国間協力強化をしていくことを再確認。また14年7月の第20回EU・ASEAN閣僚会合では、2015年末のAECの実現に合わせたFTA交渉再開可能性の検討を含めた地域間連携強化のコミットメントを再確認した。2017年3月、各国首脳は将来のEU・ASEAN間の協定について高級経済事務レベルで締結に向けた課題のとりまとめを行い、次回2018年EU・ASEAN閣僚会議の場で報告するよう命じた。</p>
ASEAN	カナダ	カナダ・ASEAN自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年8月共同研究開始の準備を指示 ・2017年9月対話開始発表 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>急速に成長するASEAN市場との協定を目指して検討中である。</p>

(出所) ジェトロ「世界と日本のFTA一覧 (2018年2月)」より作成